

令和7年1月24日

幹事長談話

東京都議会自由民主党
幹事長 小松大祐

都議会自民党の政治資金収支報告書の不記載について

令和7年1月17日に東京地検特捜部は会派の会計担当職員を政治資金規正法違反の虚偽記載の罪で略式起訴しました。略式起訴にあたり、令和元年及び令和4年に都議会自民党が主催した政治資金パーティーにおける収支報告書の不記載額が明らかになりました。

今回、東京地検特捜部によって収支報告書不記載の内容が明確にされたことを受け、会派として各議員の収支報告書不記載に関する調査内容を確認、精査し、1月17日および23日の記者会見において報告いたしました。

この度の都議会自民党の政治資金の収支報告書における不記載によって、都民の皆様の信頼を失墜させる事態を招いたことに、深くお詫び申し上げます。

今回の事態については、不記載の有無に限らず、都議会自民党全体の責任として重く受け止めており、不記載のあった議員についての都議会役職の辞任、会派役職の1年間の役職停止処分を決定いたしました。

今後は、今回の反省を踏まえ、政治資金規正法の定める手続きを厳守し、政治資金収支の透明性の確保を徹底するとともに、二度とこのような事態が生じないよう、再発防止に努め、会派としては、政治資金の取扱について専門家の指導も受けながら、今まで以上に厳正に対応していくことで、都議会においては、政倫審条例の検討など、率先して信頼の回復に取り組んでいくことを、都民の皆さまにお誓い申し上げます。